

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和4年10月7日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和4年度第7回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和4年10月7日（金）午後1時30分から午後2時35分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る意見決定について
- (4) 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (5) 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

2 農業委員

(1) 出席委員（8人）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 鈴木 一男 | 3番 前田 洋一 | 4番 相馬 安伸 |
| 5番 眞弓 一保 | 6番 青木 積 | 7番 東 慶子 |
| 8番 大竹 美鈴 | 9番 田村 昭敏 | |

(2) 欠席委員（1人）

- 2番 上田 誠也

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（8人）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 岩下久美夫 | 2番 山川 登 | 3番 阪田 典人 |
| 4番 坂本 孝則 | 6番 相馬 和幸 | 7番 高木 浩義 |
| 8番 西岡 信幸 | 9番 相馬 竜介 | |

(2) 欠席委員（1人）

- 5番 原 正輝

4 農業委員会事務局職員

- 事務局職員 山川 和徳
事務局職員 村上 学
事務局職員 吉山 友衣

令和4年度第7回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

- 事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしてくださいませようお願いします。
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中8名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

- ◎会 長 <あいさつ>
本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

- 事務局 ありがとうございます。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長よろしくをお願いします。

- ◎議 長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
議事録署名人に4番 相馬委員、6番 青木委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主事を指名します。
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところでもあります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字水尻2326番2 外5筆

地目：田・畑

面積：10, 180㎡

申請理由については、贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を9月30日（金）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P6をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、今回贈与される農地は現在既に申請者が耕作しているであり、現在も適切な管理がなされている農地です。農地の権利取得後は効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後も継続してWCSやキャベツを作付けされるとのことです。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、今回の所有権移転により耕作面積は6,069㎡を耕作することになり、下限面積の条件を満たしております。（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後も農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利

用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆8番推進委員

議案第1号の番号1について、8番推進委員が説明します。

申請者は今年の6月まで■■■■の職員でしたが、現在は退職されており、これまでの経験を生かした営農をされています。申請地については現在もWCSや野菜を作付けされており、今後も同作物を作付けされると聞いております。申請者は■■営農生産組合の組合員となっており、農機具等は同組合の機械を利用され、管理体制も完備されており特に問題ないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第1号 番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。

議案書3ページの議案第2号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：大字原水字向原999番1 外35筆

地目：田・畑

転用面積：47,568.26㎡

転用目的は、住宅用地（土地造成）です。

権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、現地調査を9月30日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP7～P10をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は第三種農地及び第二種農地です。

（原水駅から300m以内及び500m以内の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地群は北側を宅地、東側を県道、南側を宅地及び農地、西側を中央分離帯がある町道に囲まれた10ha以上の広がりがない農地で、原水駅から300m以内にある農地を第三種農地、同駅から500m以内にある農地を第二種農地であり、開発上の地区計画も策定されていることから、土地造成のみを目的とした宅地分譲の転用も、代替性の検討を行ったうえで可能となっています。

代替性については、町内の同規模宅地・山林群を検討されましたが、取得の用途がたたなかったため、本申請地となっています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員

議案第2号の番号1について、4番委員が説明します。

申請者は本町で不動産業を営む法人二者です。本事業区域は令和2年度に農振農用地区域から除外された農地であり、今回の転用では周辺水路は事業区域には入れずそのままの状態を残し、敷地内には調整池を配置して大雨にも対応でき、敷地外にも雨水が出ないように設計をされています。周辺に農地もほとんどなく、農地への影響として特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆ 9 番委員

雨水は大丈夫でしょうか。

◆ 4 番委員

ここは淡水防除がはいっていると思うが、水が溢れたときには土地改良区が対応されるのでしょうか。

◆ 6 番委員

すべてがコンクリート打ちになるため莫大な水が流れることになるため水がはけ切れないのではないのでしょうか。

■ 事務局

ご心配は十分承知です。ここは関係部局との協議をして地区計画を策定されているものであり、法律上は問題ないところです。
改めて申請者には今回でた意見を伝えます。

◎ 議長

ほかにありませんか？
ないようですので、採決を行います。
議案第 2 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、議案第 2 号の番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 2 号番号 2 を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■ 事務局

議案書 6 ページの議案第 2 号 番号 2 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：大字久保田字役給 1 0 3 番 1
地 目：畑
転用面積：6 8 9 m²
転用目的は、建築条件付き売買予定地です。
権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、現地調査を 9 月 3 0 日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 1 1 ～ P 1 4 をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は第二種農地です。
(農地の広がり 10ha 未満の生産性の低い農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適當となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺を宅地に囲まれた 10ha 以上の広がりがない農地で第二種農地であり、周辺住民が必要とする施設で集落に接続して設置されるものに該当し、代替性の検討なしで転用可能となっています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆3番推進委員 議案第2号の番号2について、3番推進委員が説明します。
申請者は熊本市で不動産業を営む法人です。本事業区域周辺に農地はなく、周辺は近年の熊本県の県道整備に伴い道路化が予定されている区域になっています。雨水については敷地内浸透で周辺に農地もほとんどなく特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方をお願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号番号3を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書6ページの議案第2号 番号3について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：大字久保田字下原2919番1 外1筆

地 目：畑

転用面積：2, 870㎡

転用目的は、選挙事務所への一時転用です。

権利は、賃借権設定です。

この議案につきましても、現地調査を9月30日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP15～P18をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は第一種農地です。

(10ha以上の広がりがある農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適當となる項目はありませんでした。

当該農地群は周辺を農地に囲まれた10ha以上の広がりがある農地で第一種農地であり、原則転用は不許可ですが、一時的な利用に供するために行う転用に該当し、代替性の検討を行ったうえで可能となっています。

代替性については、町内の市街化区域を中心に検討されましたが、取得の目的がたたなかったため、本申請地となっています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番推進委員

議案第2号の番号3について、4番推進委員が説明します。

申請者は本町在住の■■■■■です。本事業区域は平成26年度にも同目的で一時転用されており、今回も同様の一時転用で、転用終了後は農地に復旧されます。申請地は山砂と砂利敷きの仕上げで、雨水は全量敷地内浸透で計画され、設置される施設についても北側農地への日照・通風に影響がないよう配慮されており、周辺農地への影響として特段問題はないものと思われまますので、よろしくご審議方お願いします。

- ◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？
- ◆9番委員 一時転用のため期間が決まっていますか。
- 事務局 はい。期間は最長3年間です。農地に戻す復旧までが計画期間となります。
- ◎議長 ほかにありませんか？
ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、議案第2号の番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
- 次に、議案第2号番号4を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。
- 事務局 議案書6ページの議案第2号 番号4について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：大字原水字村上4253番1
地目：畑
転用面積：4,019㎡
転用目的は、資材置場への一時転用です。
権利は、賃借権設定です。
- この議案につきましても、現地調査を9月30日(金)に実施しています。
- 詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP19～P22をご覧ください。
- 農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。
- 1 立地基準について
農地区分は農振農用地です。
- 次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は北側を宅地、東側を山林、南側と西側を農地に囲まれた農振農用地であり、原則転用は不可ですが、一時的な利用に供するために行うものに該当し、代替性の検討を行ったうえで転用可能となっています。代替性については、町内の農地や山林を検討されましたが、取得の目途がたたなかったため、本申請地となっています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆6番推進委員 議案第2号の番号4について、6番推進委員が説明します。
申請者は嘉島町で電機資材卸業を営む法人です。本農地は農振農用地となっていますが、最近では年に1回、飼料作物を作付けされています。今回の転用では排水対策として地下に排水パイプを埋設した敷地内浸透で敷地外には雨水が出ないような設計をされています。周辺の農地への影響として特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

8番推進委員 期間内に終わらなかったらどうなるのでしょうか。
(西岡)

■事務局 計画の変更となり事業計画の変更申請が必要になる可能性があります。

ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号4の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号4は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和4年9月30日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP7からP12をご覧ください。

利用権設定が7件、所有権移転が3件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書のP13、別紙報告のP2からP5をお願いします。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は2件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

■事務局 補足です。入り作で耕作されない期間の管理ができていないところがあるという話を聞きます。もし声掛けができるのであればお願いします。

◎議長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。
次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書のP14、別紙報告のP6からP9をお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は2件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時35分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和4年10月7日

会長

議事録署名人

議事録署名人